

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

(1) 監理団体名：SMART協同組合

(2) 代表者職氏名：代表理事 秋本 正博

(3) 所在地：福岡県福岡市東区舞松原五丁目 21 番 14 号

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められたことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 2 号（同法第 26 条第 4 号）及び第 5 号に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体の改善命令の内容】

1 監理団体の改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：情報ハイウェイ協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 坂手 滋太
- (3) 所在地：岡山県津山市神戸 475 番地 1

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社アドバンスフーズ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 鈴木 正人
- (3) 所在地：千葉県印旛郡栄町興津 2188 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（17 件）

- 平成30年7月25日認定「認1804028398」「認1804028399」  
同年9月6日認定「認1804042574」「認1804042575」「認1804042576」  
「認1804042577」  
同年9月14日認定「認1804045403」「認1804045404」「認1804045405」  
令和元年8月19日認定「認1904034617」「認1904034618」「認1904034619」  
「認1904034620」  
同年10月3日認定「認1904047466」「認1904047467」「認1904047468」  
「認1904047469」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：有限会社飯田整備工業
  - (2) 代表者職氏名：取締役 林 貞司
  - (3) 所在地：長野県飯田市東新町一丁目 46 番地 1
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

平成30年12月 4 日認定「認1805006450」「認1805006451」「認1805006452」  
令和元年12月27日認定「認1905005613」「認1905005614」「認1905005615」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社エムエスディー
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 新見 和映
- (3) 所在地：愛媛県西宇和郡伊方町二見甲 897 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (34 件)

- 平成30年 4月16日認定 「認1711002005」 「認1711002006」  
同年 5月 8日認定 「認1711001219」 「認1711001220」 「認1711001221」  
「認1711001222」 「認1711001223」  
同年 5月18日認定 「認1811000385」 「認1811000386」  
同年 8月 1日認定 「認1811003225」 「認1811003226」  
平成31年 2月15日認定 「認1811008049」 「認1811008050」  
同年 3月20日認定 「認1811008106」 「認1811008107」 「認1811008108」  
「認1811008109」  
同年 3月27日認定 「認1811008773」 「認1811008774」 「認1811008775」  
「認1811008798」  
令和元年 5月14日認定 「認1811007611」 「認1811007612」  
同年 5月30日認定 「認1911000472」 「認1911000473」  
令和 2年 2月 4日認定 「認1911007450」 「認1911007451」  
同年 3月 5日認定 「認1911007431」  
同年 4月15日認定 「認1911007430」  
同年10月14日認定 「認2011003331」 「認2011003332」 「認2011003333」  
「認2011003334」 「認2011003335」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：柏崎建設株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 柏崎 剛彦
- (3) 所在地：東京都文京区根津二丁目6番16号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（21件）

平成30年4月5日認定「認1704017131」「認1704017132」「認1704017133」  
「認1704017134」「認1704017135」「認1704017136」  
同年7月25日認定「認1804026940」「認1804026941」「認1804026942」  
平成31年4月17日認定「認1904001954」「認1904001955」  
令和元年7月18日認定「認1904025468」「認1904025469」「認1904025470」  
「認1904025471」「認1904025472」「認1904025473」  
同年8月19日認定「認1904027809」「認1904027810」「認1904027811」  
同年10月15日認定「認1904050693」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：キムラ工業株式会社
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 木村 和夫
  - (3) 所 在 地：茨城県牛久市中央三丁目 22 番地 1
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）  
平成30年7月19日認定「認1803002198」「認1803002199」「認1803002200」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社クラフト
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 伊原 一樹
  - (3) 所 在 地：大阪府大阪市天王寺区勝山三丁目 9 番 15 号
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

平成30年 9 月27日認定「認1808018548」  
令和元年11月 5 日認定「認1908027187」「認1908027188」「認1908027189」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社コイワボンドマニファクチャリング
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 岩田 和浩
  - (3) 所 在 地：愛知県江南市後飛保町東高瀬 1 番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15 件）

平成30年 3 月 8 日認定 「認1706003862」 「認1706003863」 「認1706003864」  
「認1706011626」 「認1706011627」 「認1706011628」  
同年 3 月 20 日認定 「認1706014029」 「認1706014030」 「認1706014031」  
同年 11 月 29 日認定 「認1806052424」 「認1806052425」 「認1806052426」  
平成31年 2 月 25 日認定 「認1806061487」 「認1806061488」 「認1806061489」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：有限会社ソーイングウチヤマ
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 内山 憲治
  - (3) 所 在 地：熊本県八代市宮地町石原 1617 番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

平成30年 8 月 1 日認定「認1813003666」「認1813003667」「認1813003668」  
「認1813003669」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
地方入国管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社高千穂産業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 東 大助
- (3) 所在地：宮崎県都城市高崎町大牟田 3677 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

令和元年6月3日認定「認1913000395」「認1913000396」「認1913000397」  
同年11月19日認定「認1913008758」「認1913008759」「認1913008760」  
令和2年6月11日認定「認2013001976」「認2013001977」「認2013001978」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：高山 二郎
- (2) 代表者職氏名：高山 二郎
- (3) 所在地：大阪府東大阪市若江本町1丁目2番10号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

- 平成30年6月21日認定「認1808007195」「認1808007196」  
令和元年7月24日認定「認1908010357」「認1908010358」  
同年10月11日認定「認1908022883」「認1908022884」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び、事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号（同法施行令第1条第5号））及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：二宮 克雄
- (2) 代表者職氏名：二宮 克雄
- (3) 所 在 地：高知県南国市廿枝 1590 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

平成30年3月13日認定「認1711001524」「認1711001525」  
令和元年5月7日認定「認1811009252」「認1811009253」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社フアミリーレストラン大学
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 高橋 航太
  - (3) 所在地：広島県広島市中区堀川町1番32号
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

令和元年7月26日認定「認1909005821」「認1909005822」「認1909005823」  
「認1909005824」

令和2年7月16日認定「認2009003934」「認2009003935」「認2009003936」  
「認2009003937」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：有限会社ファンデュリィ赤松
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 赤松 正彦
  - (3) 所在地：香川県高松市香川町川内原 2320 番地 5
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
  - 平成30年 9月 4日認定「認1810003281」
  - 平成31年 4月 2日認定「認1810007034」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：藤岡金属工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤岡 時徳
- (3) 所在地：大阪府堺市堺区石津北町 107 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（13 件）

平成30年11月29日認定「認1808030235」「認1808030236」「認1808030237」  
令和元年11月15日認定「認1908023986」「認1908023987」「認1908023988」  
同年12月 2 日認定「認1908030184」「認1908030185」「認1908030186」  
令和 2 年 7 月27日認定「認2008012274」  
同年10月 1 日認定「認2008019354」  
同年11月20日認定「認2008024207」  
同年12月22日認定「認2008024206」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：藤友工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 荒田 幸宜
- (3) 所在地：東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目 17 番 1 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

平成30年3月29日認定「認1704020256」「認1704020257」「認1704020258」  
「認1704020259」  
同年9月27日認定「認1804047487」「認1804047488」「認1804047489」  
令和元年5月21日認定「認1904007967」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：北部解体株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 大石 武志
- (3) 所在地：福岡県北九州市八幡西区養福寺町 8 番 20 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

平成30年 9 月13日認定「認1812007210」「認1812007211」「認1812007212」

同年10月16日認定「認1812007213」

同年10月29日認定「認1812012874」「認1812012875」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 10 月 22 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社マルワ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 徳山 茂欣
- (3) 所在地：大阪府大阪市西成区長橋三丁目 2 番 19 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

平成30年2月26日認定「認1708002202」「認1708002203」「認1708002204」  
「認1708002205」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社雅ソーイング
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田中 雅人
- (3) 所在地：愛媛県西条市国安 1259 番地 31

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

平成30年8月21日認定「認1811003325」「認1811003326」「認1811003327」  
同年12月17日認定「認1811006565」「認1811006566」「認1811006676」  
「認1811006677」「認1811006678」  
同年12月18日認定「認1811006873」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方入国管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社わたなべ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 渡邊 安明
- (3) 所在地：茨城県坂東市辺田 1133 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

平成30年7月10日認定「認1803001147」「認1803001148」「認1803001149」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和3年10月22日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。